古 商 工 発 第 78 号 令 和 4 年 5 月 11 日

各 位

古河市商工会会会長峰英雄 古河市商工会建設業部会部会長大山春夫 <公印省略>

「酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育」の開催について (境町商工会・五霞町商工会との共催)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より当部会事業運営につきまして多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、㈱安全衛生推進会茨城教育センターのご協力をいただき、労働安全衛生法第59条第3項、同施行規則第36条第26号による標記特別教育を実施いたします。

建設工事現場においては、「酸素欠乏危険場所」(暗渠・マンホール・ピットの内部・タンク・船倉・管等) 及び硫化水素等の発生場所での作業が多く行われており、毎年、硫化水素中毒や酸素欠乏症等による災害が 発生しています。

また、被災者を救出しようとした同僚等の二次的な災害も多くみられ、これらの災害原因としては、関係者の酸素欠乏症や硫化水素中毒等に関する知識等が不十分であることに起因しており、労働災害を防止する観点から、この機会に受講いただきたくご案内申し上げます。

記

1. 受講資格

満18才以上の方(受講日現在)

2. 開催日及び会場

開催日	令和4年8月5日(金)
会場	古河市商工会三和事務所(茨城県古河市仁連 2053-1)

3. 講習科目及び時間割

	科 目	講習時間
学 科	オリエンテーション	10分
	酸素欠乏等の発生の原因	1 時間
	酸素欠乏症等の症状	1 時間
	空気呼吸器等の使用の方法	1 時間
	事故の場合の退避及び救急そ生の方法	1 時間
	その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項	1時間30分
	修了証交付(修了予定15:30頃)	(合計5時間30分)

※開始時間は8:30からですが、8:20までには受付を済ませて下さい。

- 4. 受講料 <u>(会員) 7, 200円</u> <u>(非会員) 8, 000円</u> ※テキストは当日無料にて貸し出し (注) 原則、収納した受講費用は返金できませんのであらかじめご了承ください。
- 5. 定員 30名

※受講希望者が定員になり次第締め切ります。

※受講者が10名に満たない場合は、中止になることがありますのでご了承ください。

6. 受講申込み方法

下記①~④をご準備いただき、古河市商工会総和事務所/三和事務所までお申し込みください。

- ①受講申込書(商工会窓口配布もしくは商工会HPよりダウンロード)URL:http://www.kogasyo.or.jp/
- ②受講料
- ③証明写真計1枚(申込書に貼付)

〔証明写真〕サイズ 縦3.0 c m×横2.4 c m裏面に氏名を記入したもの

④本人確認書類の写し(氏名、生年月日、住所等を公的に証明する書類) 運転免許証、健康保険証、住民票、マイナンバーカード等。 外国籍の方は、特別永住者証明書または在留カード

7. 注意事項

- ・日本語のテキストに沿った講義を行いますので、対応(理解、読み書き等)できる方が対象です。
- ・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・不鮮明な写真では、修了証には反映されません。写真の貼付けは、両面テープを推奨します。

8. 修了証の交付

全科目修了者には「酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育」修了証を即日交付します。

9. 人材開発支援助成金

講習終了後2ヶ月以内に支給申請手続きを「茨城労働局職業対策課 建設分野の助成金担当」 (029-224-6219)まで行って下さい。

10. お問い合わせ先

古河市商工会総和事務所 担当:森田 〒306-0204 茨城県古河市下大野 2209-9 TEL 0280-92-4500

11. その他

- ① 当日は筆記用具等をご持参ください。
- ② テキストは会場で貸し出しいたします。
- ③ 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- ④ 遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- ⑤ 昼食は各自ご用意して下さい。
- (6) 講習中はスマートフォン・携帯電話の使用は出来ません。電源を切るかマナーモードにして下さい。
- (7) 新型コロナウイルスの予防、感染拡大防止の為手洗い消毒及びマスクの着用をお願いします。